

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>別添</p> <p><u>廃棄物焼却施設関連作業</u>におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象作業</p> <p>1 作業の分類</p> <p>本対策要綱における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーP CB をいい、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)及び(2)の作業(以下「<u>運転、点検等作業</u>」という。)、(3)の作業(以下「<u>解体作業</u>」という。)並びに(4)の作業(以下「<u>運搬作業</u>」という。)であり、これらを合わせて<u>廃棄物焼却施設関連作業</u>ということ。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業</p> | <p>別添</p> <p><u>廃棄物焼却施設内作業</u>におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象作業</p> <p>1 作業の分類</p> <p>本対策要綱における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーP CB をいい、対象となる作業は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)及び(2)の作業(以下「<u>運転、点検等作業</u>」という。)並びに(3)の作業(以下「<u>解体作業</u>」という。)であり、これらを合わせて<u>廃棄物焼却施設内作業</u>ということ。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務に係る作業</p> |

具体的には、

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業（当該設備を設置場所から第3の3の（3）のオで定める処理施設（以下単に「処理施設」という。）に運搬して行う当該設備の解体又は破壊の作業（以下「移動解体」という。）を含む。）

イ （略）

ウ （略）

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当すること。

（4）移動解体の対象となる設備を処理施設に運搬する作業

なお、本対策要綱の適用対象は、事業場に設置されたダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設において行われる作業であるが、本対策要綱の適用対象より小規模の焼却施設において行われる作業についても、本対策要綱に準じばく露防止対策を講ずることが望ましいものであること。

2 （略）

具体的には、

ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業

イ （略）

ウ （略）

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記（2）の作業に該当すること。

なお、本対策要綱の適用対象は、事業場に設置されたダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設において行われる作業であるが、本対策要綱の適用対象より小規模の焼却施設において行われる作業についても、本対策要綱に準じばく露防止対策を講ずることが望ましいものであること。

2 （略）

第3 ばく露防止対策

1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講ずべき措置

(1) 特別教育

運転、点検等作業又は解体作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）に定めるところにより、特別教育を行うこと。

(2)～(5) (略)

(6) 保護具

対象作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 保護具の選定

労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより別紙3に示す保護具について、運転、点検等作業については別紙4に掲げる方法で、解体作業については別紙5に掲げる方法で選択し労働者に使用させること。

ただし、高所作業又は臨時の作業においては下記のとおりとすること。

(ア) (略)

(イ) 臨時の作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、

第3 ばく露防止対策

1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講ずべき措置

(1) 特別教育

運転、点検等作業又は解体作業を行う事業者（以下「対象作業を行う事業者」という。）は、労働者に労働安全衛生規則第592条の7及び特別教育規程に定めるところにより、特別教育を行うこと。

(2)～(5) (略)

(6) 保護具

対象作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 保護具の選定

労働安全衛生規則第592条の5に定めるところにより別紙3に示す保護具について、運転、点検等作業については別紙4に掲げる方法で、解体作業については別紙5に掲げる方法で選択し労働者に使用させること。

ただし、高所作業又は臨時の作業においては下記のとおりとすること。

(ア) (略)

(イ) 臨時の作業における特例

レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時の作業を行う場合であって、エアラインマスクを使用することが困難な場合には、

次の a から c までに掲げる措置を講じた上で、防じん機能付き防毒マスクを使用して作業を行わせても差し支えないものであること。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度について、第3の2の(2)のウの管理区域の決定方法によって行った管理区域(解体作業にあつてはこれを準用した管理区域)が第3管理区域となるときは、プレッシャデマンド型空気呼吸器を使用させること。

a～c (略)

(7)～(8) (略)

2 (略)

3 解体作業において講ずべき措置

(1) 対象施設の情報提供

解体作業を行う場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負った元方事業者等に、解体対象施設の図面、6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果及び焼却炉、集じん機等の設備の外部の土壤に堆積したばいじん、焼却灰その他の燃え殻(以下「残留灰」という。)の堆積場所に関する情報等がある場合にはこれを解体作業前に提供すること。

(2) (略)

(3) 移動解体を採用する場合の要件

移動解体を採用する場合には、以下によること。

次の a から c に掲げる措置を講じた上で、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具を使用して作業を行わせても差し支えないものであること。ただし、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度について、第3の2の(2)のウの管理区域の決定方法によって行った管理区域(解体作業にあつてはこれを準用した管理区域)が第3管理区域となるときは、プレッシャデマンド型空気呼吸器を使用させること。

a～c (略)

(7)～(8) (略)

2 (略)

3 解体作業において講ずべき措置

(1) 対象施設の情報提供

解体作業を行う場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負った元方事業者等に、解体対象施設の図面及び6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果がある場合にはこれを解体作業前に提供すること。

(2) (略)

ア 設備本体の解体を伴わずに運搬ができる設備であること。具体的には、以下の①から③までのいずれかの作業（以下「取外し作業」という。）のみにより運搬ができる状態になるものをいうこと。

① 設備本体の土台からの取外し（土台ごと設備本体をつり上げる場合を含む。）

② 煙突及び配管の設備本体からの取外し

③ 煙道（焼却炉の運転により発生した燃焼ガスを焼却炉の燃焼室から煙突まで導く管をいう。以下同じ。）で区切られた設備本体間の連結部の取外し

イ 設備からの汚染物が飛散しないよう、クレーン等を用いた設備本体のつり上げ時に底板が外れるおそれがないなど構造上の問題がないこと。また、底板がない設備については、土台ごと設備本体を吊り上げることにより飛散防止措置を講ずることが可能であること。

ウ クレーン等を用いた設備等のつり上げ時等に、老朽化等により設備が変形し又は崩壊するおそれがないこと。

エ 運搬車への積込み作業を円滑に行うことができるよう、焼却炉等の設備の周辺に十分な場所を有すること。

オ 処理施設については、以下を満たすものとする。

（ア）廃棄物の種類に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく一般廃棄物処理施設（ダイオキシン類に係る特別管理

一般廃棄物の処理が可能なものに限る。）又は産業廃棄物処理施設（ダイオキシン類に係る特別管理産業廃棄物の処理が可能なものに限る。）として許可を受けたものであること。

（イ）汚染物について、飛散防止措置を講じた上で容器に入れ密封する等の措置を講じ、解体作業を行うまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管することのできる設備を有すること。

（ウ）運搬車から積下ろし作業を円滑に行うことができるよう、適切な積下ろし場所を有すること。

（エ）「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」（平成 23 年 3 月 環境省水・大気環境局土壌環境課）に準じたものとする。

（4）空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。また、残留灰を除去する作業については、（10）にも留意すること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

解体作業が行われる作業場について、別紙 1 の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。

なお、解体作業前の測定については、処理施設において解体作業を行う場合を除き、廃棄物の焼却施設を管理する

（3）空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

解体作業を行う事業者は、次の措置を講ずること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

解体作業が行われる作業場について、別紙 1 の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。

なお、解体作業前の測定については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前 6 月以内に測定を行

事業者が、解体作業開始前6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査

解体作業の対象設備について、労働安全衛生規則第592条の2に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施すること。

(ア) 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策

汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、別紙3に示すレベル3の保護具を着用して作業を行うこと。

なお、上記ア後段の場合においては、別紙3に示すレベル2の保護具として差し支えないこと。

(イ) ～ (エ) (略)

(5) 解体作業の計画の届出

労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定めるところにより、廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等（移動解体における取外し作業及び処理施設での解体作業を含む。）の仕事を行う事業者は、工事開始の日の14日前までに次の書類を添付して、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対し、計画の届出を行う

っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査

労働安全衛生規則第592条の2に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施すること。

(ア) 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策

汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、別紙3に示すレベル3の保護具を着用して作業を行うこと。

(イ) ～ (エ) (略)

(4) 解体作業の計画の届出

労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定めるところにより、廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事を行う事業者は、工事開始の日の14日前までに次の書類を添付して所轄労働基準監督署長に対し、計画の届出を行うこと。

こと。

ア ～ エ (略)

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

具体的には、

(ア) ダイオキシソ類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 (除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等)

(イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面

(ウ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画

(エ) 解体作業が行われる作業場における事前の空气中ダイオキシソ類濃度測定結果

(オ) 解体作業の対象設備における事前の汚染物のサンプリング調査結果

(カ) 解体作業中の空气中ダイオキシソ類濃度測定計画

カ (略)

なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。

(6) 解体方法の選択

解体作業を行う事業者は、①作業前に測定した空气中のダイオキシソ類濃度測定結果、②解体作業の対象設備の汚染物のサ

ア ～ エ (略)

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

具体的には、

(ア) ダイオキシソ類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 (除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具の区分を決定した根拠等)

(イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面

(ウ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画

(エ) 解体作業対象施設における事前の空气中ダイオキシソ類濃度測定結果

(オ) 解体作業対象施設における事前の汚染物のサンプリング調査結果

(カ) 解体作業中の空气中ダイオキシソ類濃度測定計画

カ (略)

なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。

(5) 解体方法の選択

解体作業を行う事業者は、①作業前に測定した空气中のダイオキシソ類濃度測定結果、②解体対象設備の汚染物のサンプリ

ンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて別紙6の方法により、管理区域を設定するとともに、解体方法の決定を行うこと。

(7) 付着物除去作業の実施

事業者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備（取外し作業にあつては取外しを行おうとする部分に限る。）の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

ア 作業場所を仮設構造物（天井・壁等）又はビニールシート等により他の作業場所と隔離すること。

イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。

ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、除去作業を行う場所や付着物の状態に応じた適切な措置を講ずること。

なお、高圧水洗浄を行う場合は、作業に従事する労働者が高圧水に直接触れないよう留意するとともに、使用水量を可能な限り抑えるとともに、汚染物を含む水の外部への漏出や地面からの浸透を防止する措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

ング調査結果、③付着物除去記録等を用いて別紙6の方法により、解体方法の決定を行うこと。

(6) 付着物除去作業の実施

事業者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。

当該付着物除去作業の際には、

ア 作業場所を仮設構造物（壁等）又はビニールシートにより他の作業場所と隔離すること。

イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。

ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、適切な措置を講ずること。

なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

(8) 作業場所の分離・養生

事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(9) 移動解体における留意事項

移動解体に当たっては、解体作業を行う事業者は、以下の事項に留意すること。また、処理施設で運搬車から積み下ろした設備の開梱は、アに基づき設定した管理区域内で必要なばく露防止措置を講じた上で行うこと。

ア 取外し作業を行うときは、別紙6の方法により管理区域を設定するとともに、可能な限り溶断以外の方法から使用機材等の決定を行うこと。

なお、やむを得ず溶断による方法を一部選択して取外し作業を行う場合は、煙突及び煙道等燃焼ガスが通る部分が加熱されないよう配管部分に限定し、かつ、別紙6の4に示す措置及びレベル3の保護具により行うこと。

イ 溶断以外の方法を用いて取外し作業を行う場合であつて、設備本体、煙突、配管及び煙道の関係部分を密閉し、その内部の空気を吸引・減圧した状態で外部から作業を行い、作業を行う間を通して常に負圧を保ち汚染物の外部への漏えいを防止する措置を講じた場合は、(7)にかかわらず事前に付着物の除去を行わないことができる。

(7) 作業場所の分離・養生

事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

ウ 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、運搬車への積込みに先立ち、管理区域内においてビニールシートで覆う等により密閉した状態とすること。特に、積込み時の落下等により汚染物が飛散しないよう、嚴重に密閉すること。

(10) 残留灰を除去する作業の実施

解体作業に併せて、残留灰を除去する作業を受託し、又は請け負う事業者は、1の各項及び(11)に加えて以下の措置を講ずること。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等に基づき、残留灰が堆積している箇所について、別紙1の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各1回以上行うこと。

なお、作業前の測定については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が、解体作業開始前6月以内に上記箇所における測定を行っている場合については、この結果を用いて差し支えないこと。

イ 残留灰を除去する作業

残留灰を除去する作業を行う事業者は、以下により作業を行うこと。

(ア) 別紙4により保護具を選定し、別紙3により対応す

る保護具（ただしレベル1の場合に使用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具）を使用すること。

(イ) ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、作業に先立ち、仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

(ウ) 1の(3)に基づき、堆積した残留灰を湿潤な状態のものとした上で、原地面が確認できるまで除去すること。特に土壌からの再発じんにも留意すること。

(エ) 除去結果を後日確認できるようにするため、除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を取りまとめるとともに、廃棄物の焼却施設を管理する事業者へ提出すること。

(11) 周辺環境への対応

事業者は、解体作業及び残留灰を除去する作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。

ア 排気処理

管理区域内のダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等については、チャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。

(8) 周辺環境への対応

事業者は、解体作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。

ア 排気処理

ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。

イ 排水処理

解体作業及び残留灰を除去する作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排水の基準（10pg-TEQ/1）を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。なお、未処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理すること。

ウ 解体廃棄物の処理

汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。

分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処分されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。

エ (略)

オ 周辺環境等の調査

すべての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行うこと。

4 運搬作業において講ずべき措置

イ 排水処理

解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排水の基準（10pg-TEQ/1）を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。

ウ 解体廃棄物の処理

汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。

分別作業に際してはサンプルのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処分されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替えを行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とすること。

エ (略)

オ 周辺環境等の調査

すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと。

(1) 対象設備の情報提供

移動解体において、取外し作業を行った事業者は、運搬を他の事業者に請け負わせる場合には、請け負った事業者に対し、空气中のダイオキシン類の測定及び解体作業の対象設備の汚染物のサンプリング調査の結果、取外し作業の概要及び移送に当たり留意すべき事項に関する情報を提供すること。

(2) 荷の積み込み及び積下ろし時における措置

廃棄物の焼却施設における取り外した設備の積み込み及び処理施設における荷の積下ろしは、以下により行うこと。なお、積み込みに先立ち設備を密閉する作業及び積み下ろした設備を開梱する作業については、解体作業の一環として行う必要があること。

ア 廃棄物の焼却施設で取り外した設備については、ビニールシート等で覆われ密閉された状態であることを確認した後に、運搬車への積み込みを行うこと。

イ 運搬に使用するトラック等の荷台への積み込みは、運搬中を通じて安定的に密閉状態を維持できるように行うこと。

ウ 処理施設での荷の積下ろしに当たっては、あらかじめ設備の覆い等に破損がないことを確認した上で、密閉した状態のままで行うこと。また、設備の覆い等に破損がみられた場合は、補修する等により密閉した状態とした上でなければ積下ろしを行ってはならないこと。

エ 荷の積み込み及び積下ろしを行っている間、1の(6)に

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------------------|------|---------------------|-----|--|---|--------|--------|------|---------------------|-----|--|
| <p><u>準じ、別紙3に掲げるレベル1相当以上の保護具を使用すること。</u></p> <p><u>(3) 運搬時の措置</u></p> <p><u>ア 運搬は、設備等が変形し、又は破損することがないように方法で行うこと。なお、小型焼却炉や集じん機等、横倒しにより汚染物が漏えいするおそれのあるものについては、横倒しの状態で運搬しないこと。</u></p> <p><u>イ 取り外された設備の処理施設への運搬においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた廃棄物収集運搬業者その他の廃棄物の運搬を行うことができる者が、廃棄物の収集又は運搬の基準に従い行うこと。</u></p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別紙1～別紙2 (略)</p> | <p>別紙1～別紙2 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>別紙3</p> | <p>別紙3</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">保護具の区分</p> | <p style="text-align: center;">保護具の区分</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 レベル1</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">呼吸用保護具</td> <td style="width: 50%;">防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具</td> </tr> <tr> <td>作業着等</td> <td>粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等</td> </tr> <tr> <td>安全靴</td> <td></td> </tr> </table> | 呼吸用保護具 | 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具 | 作業着等 | 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 | 安全靴 | | <p>1 レベル1</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">呼吸用保護具</td> <td style="width: 50%;">防じんマスク</td> </tr> <tr> <td>作業着等</td> <td>粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等</td> </tr> <tr> <td>安全靴</td> <td></td> </tr> </table> | 呼吸用保護具 | 防じんマスク | 作業着等 | 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 | 安全靴 | |
| 呼吸用保護具 | 防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具 | | | | | | | | | | | | |
| 作業着等 | 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 | | | | | | | | | | | | |
| 安全靴 | | | | | | | | | | | | | |
| 呼吸用保護具 | 防じんマスク | | | | | | | | | | | | |
| 作業着等 | 粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 | | | | | | | | | | | | |
| 安全靴 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----|--|------|---------------------|--|--------|--|-----|--|------|--------------------|
| <p>保護帽(ヘルメット)</p> <p>保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p><u>呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましいこと。</u></p> <p>なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③<u>粒子捕集効率が99.9%以上(区分RL3又はRS3)のものを使用すること。また、電動ファン付き呼吸用保護具は、①JIS T 8157に適合するものであり、②標準型であり、かつ③粒子捕集効率が99.97%以上のものを使用すること。</u></p> | <p>保護帽(ヘルメット)</p> <p>保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、かつ③<u>粉じん捕集効率の高いものを使用すること。</u></p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 レベル2</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="309 815 481 847">呼吸用保護具</td> <td data-bbox="562 815 1084 895">防じん機能を有する防毒マスク <u>又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1010 394 1042">保護衣</td> <td data-bbox="562 1010 1084 1281"><u>浮遊固体粉じん防護用密閉服 (JIS T 8115 タイプ5) で耐水圧 1000mm 以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服(JIS T 8115 タイプ4) で耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1297 421 1329">保護手袋</td> <td data-bbox="562 1297 920 1329">化学防護手袋 (JIS T 8116)</td> </tr> </table> | 呼吸用保護具 | 防じん機能を有する防毒マスク <u>又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具</u> | 保護衣 | <u>浮遊固体粉じん防護用密閉服 (JIS T 8115 タイプ5) で耐水圧 1000mm 以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服(JIS T 8115 タイプ4) で耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。</u> | 保護手袋 | 化学防護手袋 (JIS T 8116) | <p>2 レベル2</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1193 815 1366 847">呼吸用保護具</td> <td data-bbox="1447 815 1968 991"><u>防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具(防じんマスク及び防毒マスクの両方の型式検定に合格しているものをいう。)</u>又は防じん機能を有する防毒マスク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1010 1279 1042">保護衣</td> <td data-bbox="1447 1010 1968 1281"><u>密閉形防護服(JIS T 8115) (耐水性のもの)</u> なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧 1000mm 以上を目安とし、直接水に濡れる作業については、<u>耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。以下同様。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1297 1305 1329">保護手袋</td> <td data-bbox="1447 1297 1783 1329">化学防護手袋(JIS T 8116)</td> </tr> </table> | 呼吸用保護具 | <u>防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具(防じんマスク及び防毒マスクの両方の型式検定に合格しているものをいう。)</u> 又は防じん機能を有する防毒マスク | 保護衣 | <u>密閉形防護服(JIS T 8115) (耐水性のもの)</u> なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧 1000mm 以上を目安とし、直接水に濡れる作業については、 <u>耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。以下同様。</u> | 保護手袋 | 化学防護手袋(JIS T 8116) |
| 呼吸用保護具 | 防じん機能を有する防毒マスク <u>又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具</u> | | | | | | | | | | | | |
| 保護衣 | <u>浮遊固体粉じん防護用密閉服 (JIS T 8115 タイプ5) で耐水圧 1000mm 以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服(JIS T 8115 タイプ4) で耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。</u> | | | | | | | | | | | | |
| 保護手袋 | 化学防護手袋 (JIS T 8116) | | | | | | | | | | | | |
| 呼吸用保護具 | <u>防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具(防じんマスク及び防毒マスクの両方の型式検定に合格しているものをいう。)</u> 又は防じん機能を有する防毒マスク | | | | | | | | | | | | |
| 保護衣 | <u>密閉形防護服(JIS T 8115) (耐水性のもの)</u> なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧 1000mm 以上を目安とし、直接水に濡れる作業については、 <u>耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。以下同様。</u> | | | | | | | | | | | | |
| 保護手袋 | 化学防護手袋(JIS T 8116) | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>安全靴または保護靴 作業着等 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）</p> <p>保護帽（ヘルメット）</p> <p>保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>なお、防じん機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、③<u>粒子捕集効率が99.9%以上（区分L3又はS3）</u>であり、かつ④有機ガス用のものを使用すること。</p> | <p>安全靴または保護靴 作業着等 長袖作業着(又は長袖下着)、長ズボン、ソックス、手袋等(これらの作業着等は、綿製が望ましい。)</p> <p>保護帽(ヘルメット)</p> <p>保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>なお、<u>防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具及び防じん機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、②取替え式であり、③粉じん捕集効率の高いものであり、かつ④有機ガス用のものを使用すること。</u></p> |
| <p>3 レベル3</p> <p>呼吸用保護具 プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体）</p> <p>保護衣 <u>浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧 1000mm 以上を目安とすること。ただし、直接水にぬれる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧 2000mm 以上を目安とすること。</u></p> | <p>3 レベル3</p> <p>呼吸用保護具 プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体）</p> <p>保護衣 <u>密閉形防護服(JIST8115)(耐水性のもの。)</u></p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>保護手袋 保護靴 作業着等</p> <p>保護帽（ヘルメット）</p> <p>安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> | <p>化学防護手袋（JIS T 8116） 化学防護長靴（JIS T 8117） 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）</p> | <p>保護手袋 保護靴 作業着等</p> <p>保護帽(ヘルメット)</p> <p>安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> | <p>化学防護手袋(JIS T 8116) 化学防護長靴(JIS T 8117) 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等(これらの作業着等は、綿製が望ましい。)</p> |
| <p>4 レベル4</p> <p>保護衣</p> | <p><u>送気形気密服（JIS T 8115 タイプ1c）、自給式呼吸器内装形気密服（ JIS T 8115 タイプ1a）、及び自給式呼吸器外装形気密服（JIS T 8115 タイプ1b）</u></p> | <p>4 レベル4</p> <p>保護衣</p> | <p><u>送気式気密服、自給式呼吸用保護具内装形気密服、自給式呼吸用保護具外装形気密服及び自給式呼吸用保護具併用形密閉服(JIST8115)</u> <u>（気密服、密閉服は耐水性のものに限る。また、自給式呼吸用保護具併用形密閉服の場合、自給式呼吸用保護具はプレッシャデマンド形空気呼吸器に限る。）</u></p> |
| <p>保護手袋 保護靴 作業着等</p> | <p>化学防護手袋（JIS T 8116） 化学防護長靴（JIS T 8117） 長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい。）</p> | <p>保護手袋 保護靴 作業着等</p> | <p>化学防護手袋(JIS T 8116) 化学防護長靴(JIS T 8117) 長袖作業着(又は長袖下着)、長ズボン、ソックス、手袋等(これらの作業着等は、綿製が望ましい。)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>保護帽（ヘルメット） 安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>別紙4（略）</p> <p>別紙5</p> <p>解体作業が行われる場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果 (第3の<u>3の(4)のア</u>)</p> <p>(表略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備に付着する汚染物のサンプリング調査 (第3の<u>3の(4)のイの(イ)</u>のa～hの対象設備) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3000pg-TEQ/g<サンプリング調査結果(d) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加サンプリング(第3の<u>3の(4)のイの(ウ)</u>) <p>(以下略)</p> | <p>保護帽(ヘルメット) 安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。</p> <p>別紙4（略）</p> <p>別紙5</p> <p>解体作業が行われる場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果 (第3の<u>3(3)のア</u>)</p> <p>(表略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備に付着する汚染物のサンプリング調査 (第3の<u>3(3)のイ(イ)</u>のa～hの対象設備) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3000pg-TEQ/g<サンプリング調査結果(d) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加サンプリング(第3の<u>3(3)のイ(ウ)</u>) <p>(以下略)</p> |
|---|--|

基 発 0110 第 2 号
平成 26 年 1 月 10 日

別記の関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

廃棄物焼却施設における解体作業については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 592 条の 2 から第 592 条の 7 までの規定に基づき、労働者のダイオキシン類によるばく露防止措置が定められるとともに、労働安全衛生法第 88 条第 4 項に基づく計画の届出の対象とされています。

これらに関して留意すべき事項を含め、事業者が講ずべき基本的な措置については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号）により定めていますが、近年は、焼却炉をあらかじめ取り外した上で、定常的な処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う「移動解体」により作業が進められることも多くあります。このため、「ダイオキシンばく露防止対策要綱の見直しのための専門家会議」を開催し、取外し作業が不適切に行われることによる労働者へのばく露や、運搬時の汚染物の飛散防止等を目的として、技術的な基準について検討が行われ報告書が取りまとめられたところです。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり標記要綱の改正を行ったので、傘下会員事業場、関係団体等に対して本要綱を周知することにより、廃棄物の焼却施設における焼却炉等設備の解体等作業におけるダイオキシン類ばく露防止を徹底するよう、また関係作業の発注に当たり関係事業場に適切に実施させるようお願いいたします。

記

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号）の別添（廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱）を別添のように改正する。

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
一般社団法人日本クレーン協会
公益社団法人日本作業環境測定協会
一般社団法人日本ボイラ協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国中小建設業協会
公益社団法人全国都市清掃会議
一般社団法人日本環境衛生施設工業会
一般社団法人日本環境測定分析協会
一般社団法人日本建設業連合会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部関係</p> <p>1 令第36条関係</p> <p>特別教育を必要とする業務は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)から(3)に掲げる業務であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務。</p> <p>具体的には、次の作業をいうものであること。</p> <p>ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業(当該設備を設置場所から他の施設に運搬して行う当該設備の解体又は破壊の作業を含む。)</p> | <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 細部関係</p> <p>1 令第36条関係</p> <p>特別教育を必要とする業務は、廃棄物の焼却施設において行われる次の(1)から(3)に掲げる業務であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん焼却灰その他の燃え殻の取扱いの業務。</p> <p>具体的には、次の作業をいうものであること。</p> <p>ア 廃棄物焼却炉、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備及び廃熱ボイラー等の設備の解体又は破壊の作業</p> |

イ (略)

ウ (略)

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記(2)の作業に該当するものであること。

なお、①ガラス等により隔離された場所において遠隔隔作で行う作業、②密閉系で灰等をベルトコンベア等で運搬するのを監視する作業等、焼却灰及び飛灰に労働者がばく露することのない作業については、上記(1)、(2)及び(3)に該当しないものであること。

イ (略)

ウ (略)

ただし、耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記(2)の作業に該当するものであること。

なお、①ガラス等により隔離された場所において遠隔隔作で行う作業、②密閉系で灰等をベルトコンベア等で運搬するのを監視する作業等、焼却灰及び飛灰に労働者がばく露することのない作業については、上記(1)、(2)及び(3)に該当しないものであること。

基安発 0110 第 1 号
平成 26 年 1 月 10 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

厚生労働省においては、廃棄物焼却施設における運転、点検等作業及び同施設の解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露防止対策を図るため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に規定された事項を踏まえ、事業者が講ずべき基本的な措置を示すとともに、同日付け基安発第 20 号により貴職あて周知を依頼したところです。

今般、技術的な基準について検討を行い、焼却炉をあらかじめ取り外した上で処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う「移動解体」に対応する等所要の見直しを行い、別添のとおり標記対策要綱を改正しました。

つきましては、今後は、改正要綱に基づきダイオキシン類のばく露防止対策を適切に講ずるよう、自治体及び関係機関等に対して周知いただくようお願い申し上げます。